

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本監第285号
令和2年3月6日
宮城県警察本部長

宮城県警察争訟事件等処理要領の改正について（通達）

争訟事件等に関する事務については、「宮城県警察争訟事件等処理要領の改正について（通達）」（平成28年3月31日付け宮本監第578号）により運用してきたところであるが、この度、宮城県警察争訟事件等処理要領を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

別に定める宮城県警察訟務室運営要綱の廃止に伴い争訟事件等の定義を改めた。

2 施行期日

令和2年4月1日

別添

宮城県警察争訟事件等処理要領

1 趣旨

この要領は、宮城県警察に関する争訟事件等の処理体制を明確にし、かつ、その合理的な解決を図るため、処理要領その他必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 争訟事件

次に掲げる事件及びこれに発展するおそれのある事案をいう。ただし、他に処理すべき警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等がある争訟事件を除く。

ア 告訴・告発事件

宮城県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行に関し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき告訴又は告発をされた事件をいう。

イ 付審判請求事件

告訴・告発事件のうち、検察官の公訴を提起しない処分を不服として、刑事訴訟法に基づき審判に付することを請求された事件をいう。

ウ 検察審査会対象事件

職員の職務執行に関し、検察審査会法（昭和23年法律第147号）に基づき審査の申立てをされた事件をいう。

エ 行政訴訟事件

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき提訴された事件をいう。

オ 民事訴訟事件

職員の職務執行又は宮城県警察が管理する営造物の設置若しくは管理に関し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）その他の法令に基づき提訴し、又は提訴された事件（行政訴訟事件を除く。）をいう。

カ 民事調停事件

民事訴訟事件が民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づき申立てをされた事件をいう。

キ 行政不服申立事件

審査請求その他の不服申立事件をいう。

ク 人権侵犯事件

職員の職務執行に関し、法務局又は地方法務局に対し、人権侵犯による被害申告をされた事件をいう。

ケ 賠償事件

職員の職務執行又は宮城県警察が管理する営造物の設置若しくは管理に関し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）その他の法令により、被害者等

に対して損害賠償責任を有する事件をいう。

(2) 証人出廷事案

職員が職務に関連し、刑事訴訟事件以外で、証人、鑑定人、参考人等として裁判所への出頭を求められ、又は出頭する事案をいう。

(3) 発生所属

争訟事件又は証人出廷事案（以下「争訟事件等」という。）の原因となった事務を行った警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等、警察学校又は警察署をいう。

(4) 事件主管課

争訟事件等の原因となった事務を所掌する警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等をいう。

3 争訟事件等処理責任者の設置等

(1) 争訟事件等処理責任者

ア 設置

各所属に争訟事件等処理責任者を置き、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等にあつては管理官、次長、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

イ 任務

争訟事件等処理責任者は、所属長の指示を受け、当該所属の争訟事件等を管理し、警務部監察課と連携した円滑な処理に配慮するものとする。

(2) 争訟事件等処理担当者

ア 指定

争訟事件等の発生を認知した事件主管課の長（以下「事件主管課長」という。）及び発生所属の長（以下「発生所属長」という。）は、それぞれ当該職員の中から、争訟事件等処理担当者を指定すること。ただし、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）が指定した争訟事件等については、事件主管課における争訟事件等処理担当者の指定を要しない。

イ 任務

争訟事件等処理担当者は、当該所属の争訟事件等処理責任者の指示を受け、警務部監察課の職員と連携して争訟事件等を適切に処理するものとする。

4 争訟事件等の処理要領

(1) 認知時の措置

監察課長、事件主管課長及び発生所属長は、争訟事件等を認知したときは、相互に通知するものとする。

(2) 警察本部長への報告

発生所属長は、争訟事件等を認知したときは、速やかに監察課長を経て警察本部長に報告するものとする。ただし、監察課長が指定した争訟事件等については、この限りでない。